

## 平成 22 年度向日市男女共同参画審議会第 4 回会議録

- 1 日時 平成 23 年 1 月 18 日（火） 午後 2 時～ 4 時
  - 2 場所 向日市役所大会議室
  - 3 出席者 竹井委員・大束委員・工藤委員・清水委員・仲島委員・松本委員  
植田市民生活部長 山根市民参画課長 大原係長 萬治主査 播磨主査 計 11 人
  - 4 傍聴者 なし
  - 5 議事 ( 1 ) 第 2 次向日市男女共同参画プラン（最終案）について
  - 6 会議資料  
資料 1 第 2 次向日市男女共同参画プラン（最終案）
- 

### 議事(要約)

( 会長 ) 午後 4 時までの協議を予定しているので協力をお願いする。  
傍聴の申し込みの有無について確認する。

( 事務局 ) 希望者なしと報告

### 議事(1)第2次向日市男女共同参画プラン(最終案)について

( 会長 ) 第 2 次向日市男女共同参画プラン最終案について説明をお願いする。

( 事務局 ) 資料 1 について説明

前回資料の変更点、具体的施策の変更、構成変更について説明

( 会長 ) 内容について意見、質問を求める。

( 委員 ) 83 頁の乳房がんとは乳がんのことか。乳がん、乳房がんのどちらかにそろえてほしい。

( 会長 ) そろえることをお願いしたい。

( 事務局 ) 人口動態統計を確認し用語を統一する。

( 委員 ) 84 頁の図表 53 年齢別貧血の割合は大変な問題だ。

( 会長 ) 貧血のことは新たな資料として追加したものであるが、妊産婦健康診査における年齢別貧血の割合である。図表タイトルに妊婦であることを入れるべき。

( 委員 ) この状況に関しては何か対策が必要なのではないか。

( 委員 ) 83 頁の最後の項目に関して言うと、女性のやせの増加のみが、低体重児出産の割合の増加に関係しているように読める。労働条件や喫煙も関係があるのではないか。

( 委員 ) その通り女性のやせだけが原因とはいえないはずである。

( 委員 ) また女性のやせを 20 年前と比較するのは情報が古すぎないか。

( 会長 ) やせは向日市だけの問題ではなく全国的な傾向だ。

( 委員 ) 低体重児について文章の推敲が必要ではないか。

( 会長 ) 低体重児の割合が京都府に比べ向日市がやや多いことが課題で、その原因の一つとしてやせがある。

( 委員 ) 全体の傾向の中で向日市のことを書くのがよい。

( 委員 ) 貧血が多いという課題に対する施策が記載されていない。担当課で何か施策を行っているはずである。

- (事務局) 確認する。
- (委員) 40～41 頁に文字ずれがあるので修正願いたい。また、41 頁の施策の体系の基本施策に該当頁のガイドを入れたほうがわかりやすいのではないか。
- (会長) 基本施策の右に頁数を付けてほしい。
- (委員) 施策には男女共同参画と直接関わりのあるもの、そうではないものがある。  
例えば基本施策の3 国際社会理解と平和市民運動の推進、17 子育て支援の充実、18 介護環境の充実が男女共同参画に直接に関連していないが男女共同参画プランに入っている。このような施策に対するこれまでの取り組み状況をみると、男女共同参画の視点をもって施策を実施してきたのか疑問である。特に17と18の基本施策は担当課で実施しているものをそのまま男女共同参画プランに盛り込んだだけではないのか。88～89 頁の基本施策に関していうと、どこに男女共同参画の視点があるのかわからない。また、基本施策19の男性、子どもについての男女共同参画では、男性が家事、育児をすることが男女共同参画ととらえられている。働き方の見直しに問題があるのではないのか。基本施策13 ワーク・ライフ・バランスについてみると男性の働き方の見直しにあたる施策が見当たらない。
- (事務局) 男女共同参画は市民参画課だけでは取り組めない。庁内で横断的に取り組むものである。具体的施策はいろいろなことが重複しており、どちらにも関係する項目は入れ方が難しい。ワーク・ライフ・バランスに関して見ると男性、女性どちらの働き方にも関連してくる問題である。
- (委員) 働き方を考えてみましょうといったことをどこかに入れたほうがいいのではないか。ワーク・ライフ・バランスというのは家族生活が中心で働くことが付随するものではないと思う。
- (委員) 88～89 頁の子育て、介護に関していうと、取組方針と具体的施策の中に男女共同参画の視点を入れなければならないのではないか。
- (事務局) ご指摘の通り、子育て、介護の基本施策に男女共同参画の視点を入れたい。
- (委員) ここであがってきた事業は男女共同参画との関係がみえない。
- (会長) 以前の審議会でも出たが、なぜ国際社会理解と平和市民運動の推進が男女共同参画プランに入っているのかよくわからない。
- (事務局) 国際社会理解と平和市民運動の推進と男女共同の視点についてどうあるべきかの質問については、条例の基本理念に国際協調に関する規定があり、これを受けて基本施策を設定しているためである。
- (委員) 施策番号14は男女共同参画に関する国際交流であればよいのだがそういう内容ではない。
- (会長) 男女共同参画に関係ないものを入れると焦点がぼやける。
- (事務局) 固定的な性別役割分担意識から男女共同参画に関する様々な問題が発生している。この現状からプランを展開しており、後半はこれら問題を解決するための具体的施策を記載するという構成としている。このため後半部分については、現状を前提としてプランを展開しているため、男女の視点を詳しく記載していない。  
庁内推進会議においても、この点に配慮し男女共同参画の意識をもって施策に取り組むよう周知を図りたい。

- (委員) 読む人は前半部分から読むとは限らないのでそれが分からない。分かるように具体的施策においても男女共同参画の視点をいれるべきではないか。
- (委員) 89 頁の施策番号 91、92 の団体活動の支援は男女共同参画と関わりがあるのか。
- (事務局) 女性のみで介護している家庭に対しても相談を行うという意味で記載している。地域における支え合い活動が求められている。この視点に基づいて会議が行われており、総合計画でも取り組んでいる。
- (事務局) 介護環境の充実についていえば男性の介護休暇取得などは重要な施策であると思う。読んだ人にそのことが分かるように記述を見直したい。
- (会長) 介護や子育てにおいて固定的な役割分業の意識が残っていることを記述してほしい。
- (事務局) すべてが関連してつながっていると説明が必要かと思う。
- (委員) 現プランの5年間でどのような事業が行われたかをみると、男女共同参画の視点がどこにあるのかわからないものが多々ある。市民参画課と担当課で、今後男女共同参画の視点を盛り込んでどのような事業を実施していくのかを話し合ってもらいたい。毎年ただ事業報告がされるだけでは意味がない。
- (事務局) 庁内体制の充実などで取り組みたい。
- (委員) せっかくアンケートをしたのでその結果を示す必要があるのではないか。
- (委員) 施策 91 の地域包括支援センターなどは男女共同参画の施策ではないのではないか。
- (会長) 80 頁の高齢者や障害者施策も直接の関わりがない。
- (委員) 高齢者、障害者の女性の抱えがちな問題は何かと記述すればいいのではないか。
- (事務局) 高齢者や障害者は地域活動に入っていくにくいという現状がある。高齢者、障害者への支援が必要だ。イメージしやすいよう現状を記述する。
- (委員) 女性高齢者や女性障害者などが差別されていることがあると考えたらいいのか。
- (委員) 高齢者、障害者の女性とするのではなく、高齢者、障害者全体の扱いでいいのではないか。
- (委員) 毎年、男女共同参画プランに関して各課から事業報告がなされているが、施策番号 64 を例にみると、事業の実施の内容のみが記載され、どこに男女共同参画の視点があるのかわからない。
- (事務局) 個別計画の中に男女共同参画の視点が含まれているのかという点、また子育て支援に関してご指摘いただいた点については、プランの中の「現状と課題」、「取組方針」の記載の中で対応したい。  
基本課題、基本施策を今年度中に体系化しているのでこのフレームを維持したい。パブリック・コメントを1月に実施するスケジュールであることを理解いただきたい。
- (事務局) 今後は進捗状況だけでなく男女共同参画の視点も合わせて評価したいと考えている。
- (会長) この具体的施策の内容で男女共同参画の視点で評価しようがない。イベントを実施したということは評価できるが、男女の視点からの評価は難しい。
- (委員) 女性の参加が増えたという形であれば評価できるのではないか。他の事業でも男性の参加が圧倒的に多いのが現状。
- (委員) 80 頁の施策番号 67 の誰もが利用しやすい駅や道路などは男女共同参画の視点は何か。
- (委員) 基本施策 15 では「あらゆる人の社会参加の推進」といいながら高齢者と障害者の社会参加のみの記載内容となっている。

- (会長) 男女共同参画の視点の評価に関しては、進捗状況調査を実施する際に考えることとした  
い。
- (委員) 15 頁などの国勢調査は 22 年のデータは出ていないのか。
- (事務局) 第 1 次集計は 2 年後に公表される。
- (委員) 62 頁の被害者支援システムの施策番号 39 について、児童の安全な生活の確保が先であ  
るべきなのに就学・就園が先にきている。「支援を行うとともに安全な生活が送れるよ  
う保育・教育等の関係者の理解を深め、心理専門家による援助をへて、子どもの心理的  
ケアを充実させる」とすべきではないか。基本は家庭が安全であることだ。
- (会長) 被害者児童のケアに配慮すると書けばよいのではないか。安全な生活が送れるよう援助  
するとお願いしたい。
- (事務局) 修正する。
- (委員) 具体的に書くのではなく、全体的な書き方でいいのではないか。
- (会長) 簡潔にした方がいい。
- (事務局) 柔軟に対応することなので単純明快に記述する。
- (委員) 19 頁の記述について核家族の定義がわからない。
- (会長) 一世帯あたりの人員が減ってきたことをいえばよいので「核家族化の進展」は削除すべ  
きである。
- (事務局) 記述を検討する。
- (委員) 20 頁の第 1 次、第 2 次産業の注釈を入れるべきである。
- (事務局) 注釈を入れることとする。
- (委員) 審議会等女性委員比率 40% を目標としたのはなぜか。
- (事務局) 現状の 30% 推移を勘案している。
- (会長) 40% なら達成がみえる目標なのではないか。
- (事務局) 条例にも審議会委員は男女いずれか一方の委員の数は委員総数の 10 分の 4 未満であ  
ってはならないと明記している。
- (委員) 32% がいいことではない。職務指定を除くとパーセントは上がる。女性管理職比率は上  
がっていく見込みはある。
- (委員) 詳しく職務指定を書いていない。なぜ職務指定と両方を出したのか。
- (事務局) 審議会での指摘によって記載したものである。
- (会長) あて職もクォータ制にした方がいい。すべての部署で女性の意見が反映された方がい  
い。庁内で機構が変わるようにしてほしい。
- (委員) 65 頁の市職員は正規雇用か。
- (事務局) その通りである。
- (委員) 46 頁の固定的な性別役割分担意識の目標値が低いと思う。男女両方 70% としたらいい。
- (委員) 男女で分ける必要はないのではないか。
- (会長) なぜ分けたのか。
- (事務局) 男性の現状が低いことを示すためだが、目標値は男女で分けないことでよいか。また、  
説明なしでよいか。
- (会長) 目標値は男女で分けず 60% でよい。説明はなくていい。
- (委員) 男性に対して特に施策がないので目標値達成が危惧される。

全体に啓発が多いが、現プランでは5年間で講演会を開催しただけのケースが多い。効果的な意識啓発に取り組むと記載しているが、単発で啓発しても効果は限定されている。グループづくりの仕掛けなどをしていかないと効果はないのではないかと。

- (会長) 意識を変化させるには生活に根付かせる必要がある。
- (委員) 例えば介護に男性が参加することに関していうと、実際に自分の身におこらないと意識は変わらないのではないかと。
- (会長) 講演による啓発では限界があると思う。
- (委員) 広報紙では男女共同参画はよく出ているのか。
- (事務局) 男女共同参画週間など、全国で重点的に取り組む時期には広報に掲載をしているが、連続では掲載してない。
- (委員) 市民の意識が変わるには、少人数で何回か連続講座等を行う必要がある。大人数を集めると効率はいいが市民の意識は変わりにくいのではないかと。
- (事務局) 庁内ワーキンググループはメンバーを固定せずに行っている。
- (委員) ワーキンググループは若手が担い、それが市民の中に出かけて結びつくのがよい。
- (事務局) これまでは市民が中心となって、女と男のいきいきフォーラム事業を行ってきた。実行委員には40歳代の若い方もいる。規模が広がっていけば意識も変わってくると思う。
- (委員) 市内で活動している団体と協働して実施していかないといきいきフォーラムも発展していかないのではないかと。市民一人ひとりに働きかけるだけでは効果的ではない。自治会も含めて交流するなど、もっと発展させていくべきではないかと。
- (事務局) 商工会など市内で活動している団体との交流を進めていきたい
- (委員) 施設整備のことについてであるが、公民館は男女共同参画の施設ではないのか。
- (事務局) 機能としては一部もっているが、本来は社会教育施設である。
- (委員) 市民協働センターかけはしは、女性が相談に行くような雰囲気ではない。
- (会長) 新しい施設でなくてもよいが、男女共同参画の機能をもった施設をお願いしたい。
- (委員) 図書館や公民館等で1ヶ所でもいいから男女関係の図書のコーナーがあったらよいと思う。
- (委員) パブリック・コメントに対して市民から積極的に意見がもらえるような働きかけを行う予定があるのか。
- (事務局) 女と男のフォーラム実行委員や女性団体懇話会代表者には郵送する。広報紙にも掲載する。
- (委員) 98頁のPDCAは必要か。日本語も前にもってきたらどうか。
- (事務局) 日本語と逆にすることとする。

#### 議事(2)その他

- (事務局) 本日の審議により最終のパブリック・コメント案を作成し、1月28日～2月28日にパブリック・コメントを行う。公民館、コミュニティセンター等、市内の主な公共施設に設置し、閲覧できるようにする。3月上旬に意見の概要とそれに対する市の考え方を市ホームページ等で公表する。委員には最終案を資料としてお送りし、23年度の審議会で説明する。年度内は審議会の開催は予定しない。

部長：閉会あいさつ

以上

